

来年以降の専門医更新の方へ

令和2年8月吉日

内分泌外科専門医の皆様におかれましては、専門的な診療の提供および後進のご指導いただいているものと存じます。残念ながら本年はCOVID-19の影響で研修・研究業績および診療経験は通常の年度とは異なることが明らかであることから、専門医更新業務を1年自動延長させていただいております。

本専門医制度では令和2年より指導医認定を開始いたしました（すでに1回以上の専門医更新の先生方の多くの方に指導医の認定をさせていただきました。）。指導医の申請は専門医更新に以下の条件を追加しています。専門医更新の先生方には細則第19条を満たしていただければ指導医の認定となります。特段の申請は必要といたしません。

昨年再開予定の専門医更新の際には研究業績に、ぜひ筆頭論文を含むようお願いいたします。

本則

第46条

指導医の認定

1. 内分泌外科専門医であること
2. 1回以上更新した内分泌外科専門医またはこれと同等と考えられる内分泌外科専門医（内分泌外科専門医制度委員会の承認を要する）。指導医認定には、別に定め実績を有すること（施行細則19条）。

細則

第18条 [指導医の申請]

1. 指導医申請および更新は、原則専門医更新時に同時に受け付ける。

第19条 [指導医の申請条件]

1. 指導医申請には、専門医更新に必要な業績以外に研究業績において内分泌外科領域に関する筆頭論文を1篇必要とする。細則第7条を満たし、筆頭論文であれば、専門医更新申請に用いた研究業績と重複できる。

第20条 [指導医の有効期限]

1. 指導医の有効期間は専門医の有効期限と同じとする。

一般社団法人 日本内分泌外科学会
専門医制度委員会